

## 空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、橋本市空き家バンク制度要綱(令和2年橋本市告示第14号。以下「実施要綱」という。)及び、わかやま空き家バンク要綱(平成27年7月29日施行(和歌山県要綱))に基づく空き家バンク制度(以下「空き家バンク制度」という。)の趣旨に賛同し、市の依頼に基づき取引を仲介する事業者(以下「事業者」という。)の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録要件)

第2条 事業者となることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者その他第7条第1項の契約書の作成を業として行うことができるものであること。
  - (2) 市内に事業所を置いていること。
  - (3) 市税等を完納していること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者ではないこと。
- 2 前項に規定する者のほか、橋本市と空き家協力に関する協定を結んでいるものは、事業者となることができる。

(登録事業者の募集)

第3条 市は、市のホームページ等により、空き家バンク制度の趣旨に賛同する事業者を募集する。

(登録方法等)

第4条 登録を希望する者は、空き家バンク制度協力事業者登録申請書兼誓約書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請があったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは、事業者として登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録したとき、又は第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明し、前項の規定による登録が適当と認められないときは、空き家バンク制度協力事業者登録完了(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、空き家バンク制度の目的を損ない、又は目的に寄与しない者であるとき。

(登録事項の変更及び取消しの届出)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、当該登録の内容に変更があったときは空き家バンク制度協力事業者登録事項変更届出書(様式第3号)により、当該登録を取り消すときは空き家バンク制度協力事業者登録取消届出書(様式第4号)により遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、空き家バンク制度協力事業者登録取消通知書(様式第5号)により当該登録事業者に通知するものとする。

- (1) 前条に規定する空き家バンク制度協力事業者登録取消届出書の提出があったとき。
- (2) 内容を偽って申請したことが判明したとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) 市長が登録事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、事業者に損害が発生した場合であっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(登録事業者の紹介)

第7条 市は、空き家バンク制度を利用して空き家に関する売買又は賃貸借をしようとする者(以下この条において「利用者」という。)に対し、当該売買又は賃貸借の契約における宅地建物取引業者等の活用について推奨をするものとする。

2 市は、前項の契約に関し利用者が宅地建物取引業者等の紹介を市に希望するときは、この要綱による登録制度について説明した上で、登録事業者の情報を提供するものとする。

3 登録事業者は、利用者から第1項の契約の仲介に係る依頼があったときは、その仲介を行うものとする。

(仲介に係る報酬)

第8条 前条第1項の規定に基づく業務により取引が成立した場合に登録事業者が受け取ることができる報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内の額そ

の他市長が適当と認める報酬の額とする。

(登録事業者の責務等)

第9条 登録事業者は、次に掲げる事項に留意の上、仲介を行わなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法その他の法令を遵守すること。
- (2) 空き家の所有者等及び利用希望者の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応すること。
- (3) 取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理すること。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、登録事業者の登録に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

(登録事業者)  
所在地又は住所  
名称又は屋号  
代表者又は氏名  
担 当 者

印

空き家バンク制度協力事業者登録申請書兼誓約書

空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領に定める趣旨等を理解し、登録事業者となるため、空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、市に提出する書類の記載内容について、偽りがなくこと及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

記

商号又は名称		代表者 氏名	
所在地			
宅地建物取引業者免許番号等	有効 期間	年 月 日から 年 月 日	
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			
ホームページ			
添付書類	宅地建物取引業者免許証(写)等		
市への定住促進に向けて、積極的に協力します。	はい ・ いいえ		
暴力団、暴力団員と密接な関係はなく、これらは経営にも関与していません。	はい ・ いいえ		
登録の決定に当たっては、市税の納付状況について調査することに同意します。	はい ・ いいえ		

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

(登録申込者)様

橋本市長 印

空き家バンク制度協力事業者登録完了(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者登録については、次のとおり(登録・却下)したので空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領第 4 第 3 項の規定により通知します。

登録番号	第 号
登録日	年 月 日
却下の理由	

様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

(登録事業者)  
所在地又は住所  
名称又は屋号  
代表者又は氏名 印  
担 当 者

空き家バンク制度協力事業者登録事項変更届出書

登録事業者の登録の内容について、下記のとおり変更があったので、  
空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により  
届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
変 更 内 容	
変更前	変更後

様式第 4 号(第 5 条関係)

年 月 日

橋本市長 様

(登録事業者)

所在地又は住所

名称又は屋号

代表者又は氏名

印

担 当 者

空き家バンク制度協力事業者登録取消届出書

下記の理由により登録事業者の登録を取り消したいので、空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

登録番号	第 号
取消理由	

様式第 5 号(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

(登録事業者)様

橋本市長 印

空き家バンク制度協力事業者登録取消通知書

年 月 日付けで申請のあった登録については、空き家バンク制度の協力事業者登録事務取扱要領第 6 条の規定により登録取消しますので通知します。

登録番号	第 号
取消日	年 月 日